

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和8年9月1日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
建築物標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用） [令和8年4月] P13	基本計画書の記載内容については、「工事請負契約設計変更ガイドライン」によるものとする。 なお、一部一時中止等で工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。 1. 1. 13 警報発表による工事中止 受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合には、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。 また、大雨及び暴風特別警報が発表された場合は、工事中止を継続し、直ちに当該工事の従事者の生命を守る対応を取らなければならない。 1. 1. 14 契約解除権の行使に伴う措置 受注者は、契約書第45条（受注者の解除権）第1項に基づき工事請負契約を解除する場合は、工事現場の保安措置、地元住民及び関係機関との調整等必要な期間をおいてから行わなければならない。 1. 1. 15 工期変更 （1）事前協議 契約書第14条（支給材料、貸与品及び発生品）第7項、第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項、第17条（条件変更等）第5項、第18条（設計図書の変更）、第19条（工事の中止）第3項、第20条（受注者の請求による工期の延長）、第21条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項及び第40条（前払金等の不払に対する工事中止）第2項に基づく工期の変更について、契約書第22条（工期の変更等）の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認（以下「事前協議」という。）し、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。 （2）設計図書の変更等による工期変更 受注者は、契約書第17条（条件変更）第5項及び第18条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、（1）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。	基本計画書の記載内容については、「工事請負契約設計変更ガイドライン」によるものとする。 なお、一部一時中止等で工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、基本計画書の記載内容を省略することができる。 1. 1. 13 警報発表による工事中止 受注者は、当該施工箇所に係る気象区域に、警戒レベル3以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報、又は暴風警報及び暴風特別警報が発表された場合には、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。 また、警戒レベル4以上に相当する大雨に関する防災気象情報及び暴風特別警報が発表された場合は、工事中止を継続し、直ちに当該工事の従事者の生命を守る対応を取らなければならない。 1. 1. 14 契約解除権の行使に伴う措置 受注者は、契約書第45条（受注者の解除権）第1項に基づき工事請負契約を解除する場合は、工事現場の保安措置、地元住民及び関係機関との調整等必要な期間をおいてから行わなければならない。 1. 1. 15 工期変更 （1）事前協議 契約書第14条（支給材料、貸与品及び発生品）第7項、第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項、第17条（条件変更等）第5項、第18条（設計図書の変更）、第19条（工事の中止）第3項、第20条（受注者の請求による工期の延長）、第21条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項及び第40条（前払金等の不払に対する工事中止）第2項に基づく工期の変更について、契約書第22条（工期の変更等）の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認（以下「事前協議」という。）し、監督員は、その結果を受注者に通知するものとする。 （2）設計図書の変更等による工期変更 受注者は、契約書第17条（条件変更）第5項及び第18条（設計図書の変更）に基づき、設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、（1）に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和8年9月1日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
建築物標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用） [令和8年4月] P37	1. 3. 5 不当介入に対する通報報告 1. 3. 6 現場体制 1. 3. 7 施工体制台帳等 は、「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付国土建第275号）による。 (2) 受注者は、下請負に付する場合には、次の要件を満たす下請負人を選定する。 ア 当該下請負工事に係る施工能力を有していること。 イ 東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中ではないこと。 工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）により、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。 （1）現場体制の提出 受注者は、契約書第9条（現場代理人及び主任技術者等）に定める現場代理人及び監理技術者等のほか、下記の担当者を契約締結後速やかに定め、所定の様式により当局へ提出しなければならない。 なお、下記の担当者を施工計画書に記載する場合、これに係る書類の提出を省略できる。 ア 施工管理担当者 イ 安全管理者 ウ 渉外責任者 エ 必要に応じ各種法令等に基づく責任者 （2）不測の事態への対応 受注者は、各種警報及び特別警報発表時には、不測の事態にも対応できる現場体制を確立しておかなければならない。 (1) 施工体制台帳及び施工体系図については、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき作成し、写しを監督員に提出する。 (2) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに対応する。	1. 3. 5 不当介入に対する通報報告 1. 3. 6 現場体制 1. 3. 7 施工体制台帳等 定に反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。 一括下請負の判断基準及び元請・下請それぞれが果たすべき役割は、「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付国土建第275号）による。 (2) 受注者は、下請負に付する場合には、次の要件を満たす下請負人を選定する。 ア 当該下請負工事に係る施工能力を有していること。 イ 東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中ではないこと。 工事の施工に当たり、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「東京都契約関係暴力団等対策措置要綱」（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）により、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。 （1）現場体制の提出 受注者は、契約書第9条（現場代理人及び主任技術者等）に定める現場代理人及び監理技術者等のほか、下記の担当者を契約締結後速やかに定め、所定の様式により当局へ提出しなければならない。 なお、下記の担当者を施工計画書に記載する場合、これに係る書類の提出を省略できる。 ア 施工管理担当者 イ 安全管理者 ウ 渉外責任者 エ 必要に応じ各種法令等に基づく責任者 （2）不測の事態への対応 受注者は、各種警報、危険警報及び特別警報発表時には、不測の事態にも対応できる現場体制を確立しておかなければならない。 (1) 施工体制台帳及び施工体系図については、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき作成し、写	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
建築物標準仕様書（水再生センター・ポンプ所用） [令和８年４月] P46	（３）安全優先 受注者は、工事中において第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 （４）使用する建設機械 受注者は、使用する建設機械の選定、使用について、設計図書に建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に適合した機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。 （５）既設構造物への措置 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 （６）防災体制 受注者は、常に気象情報等に注意を払い、台風、集中豪雨等による災害発生のおそれがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講ずるとともに、点検結果及び措置内容を監督員に報告しなければならない。 （７）気象警報・特別警報発表時 受注者は、当該施工箇所に係る気象区域（当該施工箇所及び施工箇所の水位に影響を及ぼす上流域をいう。）に、大雨、洪水、暴風警報及び大雨・暴風特別警報が発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。 なお、工事の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。 また、点検結果及び措置内容は、速やかに監督員に報告しなければならない。 （８）地震発生時 受注者は、震度４以上の地震が発生した場合は、直ちに作業を中止するとともに、現場内を点検し、その状況を監督員に報告しなければならない。	（２）支障行為等の防止 受注者は、工事施工中、各当該管理者の許可内容を遵守し、交通又は公衆に支障を及ぼすことのないように施工しなければならない。 （３）安全優先 受注者は、工事中において第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 （４）使用する建設機械 受注者は、使用する建設機械の選定、使用について、設計図書に建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に適合した機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。 （５）既設構造物への措置 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 （６）防災体制 受注者は、常に気象情報等に注意を払い、台風、集中豪雨等による災害発生のおそれがある場合には、事前に現場を点検し必要な措置を講ずるとともに、点検結果及び措置内容を監督員に報告しなければならない。 （７）気象警報・特別警報発表時 受注者は、当該施工箇所に係る気象区域（当該施工箇所及び施工箇所の水位に影響を及ぼす上流域をいう。）に、警戒レベル３以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報、又は暴風警報及び暴風特別警報が発表された場合は、直ちに全ての工事を中止し、必要な対応を図らなければならない。ただし、河川氾濫に関する防災気象情報については河川ごとに発表されるため、当該施工箇所に係る気象区域と当該河川との位置関係等を踏まえ、安全であることが明らかな場合はこの限りではない。 なお、工事の再開に当たっては、警報解除後に、安全が確認され次第、現場を点検し、必要な措置を講じなければならない。	